

建設業の許可を受けている電気工事業者の方へ (みなし登録電気工事業者)

建設業の許可を受け、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づいて電気工事業開始届出書を提出された電気工事業者の方は、下記の事項に留意し、各種届出等の手続きを行って下さい。

1 電気工事業開始届出書

建設業の許可を受け、電気工事業を開始したときは、遅滞なく、「電気工事業開始届書」を提出してください。

2 建設業の許可更新に伴う変更届

建設業の許可を更新（5年ごと）したときにも、変更届の提出が必要です。

「建設業の許可証」の写しを添付し、遅滞なく、「電気工事業に係る変更届出書」を提出してください。

3 その他の変更届

届出事項に変更等があったときは、遅滞なく、「電気工事業に係る変更届出書」を提出してください。

届出書の種類	内 容	届出書の提出期日
電気工事業に係る変更届出書	(届出事項に変更があったとき) ・氏名、名称、住所の変更 ・法人の代表者の変更 ・営業所の名称、住所の変更 ・電気工事の種類の変更 ・主任電気工事士の変更 ・主任電気工事士の免状種類の変更	遅滞なく (概ね30日以内を目途)
電気工事業者廃止届出書	・電気工事業を廃止したとき	遅滞なく (概ね30日以内を目途)

4 標識の掲示等

(1) 器具の設置

営業所ごとに、次の器具を備えなければなりません。

一般用電気工事のみの業務を行う場合	自家用電気工事の業務を行う場合
絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計	左記の器具に加えて、低压検電器、高压検電器、 继電器試験装置(※)、絶縁耐力試験装置(※) ※印の2つは、賃貸契約等により必要なときに使用し得る措 置が講じられていれば備えているものと判断されます。

※器具を備えなかった者は、3万円以下の罰金に処せられます。

(2) 標識の掲示

営業所及び電気工事の場所ごとに、下図の標識を作成し、見やすい場所に掲示しなければなりません。変更届出をされたときは訂正してください。

登録電気工事業者届出済票	
届出先	
届出の年月日	
氏名及び名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

※標識を掲げない者は、1万円以下の過料に処せられます。

(3) 帳簿の備付け

営業所ごとに帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- 1 注文者の氏名又は名称及び住所
- 2 電気工事の種類及び施工場所
- 3 施行年月日
- 4 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- 5 配線図
- 6 檢査結果

※帳簿を記載せず、虚偽の記載をし、又は保存しなかった者は、1万円以下の過料に処せられます。

[問い合わせ先及び書類の提出先]

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県危機管理部 消防保安課産業保安班 電気担当

TEL: 078-362-9828